

H22. 3. 18 原案可決

近畿自動車道紀勢線(御坊～南紀田辺間) 4車線化事業の早期着手を求める意見書

県民が待望していた近畿自動車道紀勢線(御坊～南紀田辺間)の4車線化事業については、1月28日に成立した国の平成21年度補正予算(第2号)により、予算自体が取り消されたところであるが、先日、3月12日には、「高速自動車国道法及び道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する等の法律案」の閣議決定がなされ、「高速道路利便増進事業」として、料金割引などに加えて4車線化事業やミッシングリンクの結合などが対象となったことから、改めて事業着手への期待を寄せているところであります。

現在2車線で供用されている阪和自動車道の海南から南紀田辺間は、県下第二の都市である田辺市や全国でも有数の観光地である白浜と結び、全国の2車線区間の中でも一、二を争うほど渋滞の多い区間であり、また交通事故も多く、早期の4車線化が望まれているところであります。

現在工事中である海南有田間については具体的な供用時期が近付いていること、また、続く有田御坊間についても今年中に都市計画が完了する見込みであることなど、確実に進展しているところであります。

そうした中、御坊～南紀田辺間については、1万台を超える交通量があり、対面通行による衝突死亡事故など重大な交通事故が発生していることなど、他の4車線化検討区間と較べた様々な指標から見ても、優先度が高く、早期整備が必要な区間であります。また、既に用地取得が済みでおり直ちに着工が可能な区間でもあります。

このため、県民の悲願である近畿自動車道紀勢線の海南から田辺・白浜までの4車線化の早期実現に向け、整備が可能な区間から、一日も早く事業着手されるよう、強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年3月18日

和歌山県議会議長 富安 民浩

(意見書提出先)

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
内閣法第九条の第一順位指定大臣(副総理)
国家戦略担当大臣
総務大臣
財務大臣
国土交通大臣
内閣官房長官
内閣府特命担当大臣(行政刷新)